

職員の失職について

裁判において、職員（当時）に言い渡された有罪判決が、令和8年3月14日（土）に確定し、地方公務員法に基づき失職となりましたので、御報告いたします。

対 象 者	(1) 氏 名 (2) 元 所 属 自動車部九条営業所 (3) 年齢・性別 39歳・男性 (4) 元 職 種 運転士
事 案 概 要	<p>対象者は、病気休職中の令和7年9月1日（月）に女性の性的姿態を自己のスマートフォンで同意なく動画撮影したとして、11月1日（土）に性的姿態等撮影の容疑で逮捕された。</p> <p>また、対象者は、病気休務中の令和7年8月14日（木）に同人に同様の行為をしたとして、11月20日（木）に不同意わいせつ及び性的姿態等撮影の容疑で再逮捕された。</p> <p>対象者は、不同意わいせつ及び性的姿態等撮影の容疑で起訴され、令和8年2月27日（金）に拘禁刑2年6月、執行猶予5年の有罪判決の言い渡しがあり、対象者が控訴しなかったため、3月14日（土）に当該刑が確定したことから、地方公務員法第16条の欠格条項に該当し、同日付けで失職となった。</p>
備 考	<p>地方公務員法 第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。（略）</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （略）</p>